

京都市口腔保健支援センターの設置について

平成 25 年 10 月 1 日、口腔保健施策の更なる充実を図るため、歯科口腔保健の推進に関する法律（歯科口腔保健法）に基づく、京都市口腔保健支援センターを保健医療課内に設置した。

口腔保健支援センターは、庁内の関係部署や関係機関等の調整、連携の下、口腔保健に関する知識等の普及啓発、歯科疾患の予防のための技術指導等を総合的に行う機関であり、従来の各種口腔保健施策・事業を推進するほか、25 年度から「歯科保健医療サービス提供困難者普及啓発等推進事業」を開始した。

○本センターの人員体制

- ・センター長 1 名（保健医療課長）
- ・歯 科 医 師 1 名（保健医療課歯科保健係長）
- ・歯科衛生士 1 名（保健医療課主任）
- ・歯 科 医 師 1 名（非常勤嘱託員）

○口腔保健支援センターとは

歯科口腔保健法第 15 条

1. 都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、口腔保健支援センターを設けることができる。
2. 口腔保健支援センターは、第 7 条から第 11 条までに規定する施策（歯科口腔保健に関する知識等の普及啓発、定期的に歯科検診を受けること等の勧奨等、障害者等が定期的に歯科検診を受けること等の施策、歯科疾患の予防のための措置等、口腔の健康に関する調査及び研究の推進）の実施のため、歯科医療等業務に従事する者等に対する情報の提供、研修の実施その他の支援を行う機関とする。

○現在の主な取組

1. 歯科保健医療サービス提供困難者普及啓発等推進事業（障害者施設、要介護高齢者施設対象）
2. 保育所（園）・幼稚園におけるフッ化物洗口推進事業（4・5 歳児対象）